

千葉県告示第932号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び第115条の45の5第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定事業者の指定をしたので、同法第78条並びに千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

令和5年11月13日

千葉市長 神谷俊一

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	指定年月日
合同会社福祉の相談室	福祉の相談室みどり	千葉県緑区誉田町2-24-243 シティ誉田103号	訪問介護	令和5年11月1日
株式会社ウェルグルーヴ	訪問介護アベリア千葉	千葉県若葉区みつわ台3-10-2 市瀬マンション202	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年11月1日
株式会社ゴールデンフィールズ	ゴールデンケア都町	千葉県若葉区貝塚町551-1	訪問介護	令和5年11月1日
ハッピーホールディングス株式会社	グローバルケアフル花見川	千葉県花見川区花園町2470-2 R FIELDS CHIBA 308号室	訪問介護 訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年11月1日
合同会社セレクトエール	訪問介護事業所エール三山	千葉県船橋市三山5-33-6 第1ヤマリハイツ102号室	訪問介護相当サービス 生活援助型訪問サービス	令和5年11月1日